

平成31年 3 月20日

門真市議会議長

佐藤 親太 様

総務建設常任委員会

委員長 岡本 宗城

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- | | | |
|----|--------|---|
| 1 | 承認第1号 | 専決処分の承認を求めることについて（控訴の提起について） |
| 2 | 議案第1号 | 字の区域の廃止及び変更並びに町の新設について |
| 3 | 議案第2号 | 門真市健全な財政に関する条例の制定について |
| 4 | 議案第4号 | 門真市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について |
| 5 | 議案第5号 | 門真市附属機関に関する条例の一部改正について |
| 6 | 議案第8号 | 門真市有料自転車駐車場条例の一部改正について |
| 7 | 議案第11号 | 門真市水道条例及び門真市下水道条例の一部改正について |
| 8 | 議案第12号 | 門真市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について |
| 9 | 議案第13号 | 平成30年度門真市一般会計補正予算（第10号）中、所管事項 |
| 10 | 議案第14号 | 平成31年度門真市一般会計予算中、所管事項 |
| 11 | 議案第16号 | 平成31年度門真市都市開発資金特別会計予算 |
| 12 | 議案第17号 | 平成31年度門真市公共用地先行取得事業特別会計予算 |
| 13 | 議案第19号 | 平成31年度門真市水道事業会計予算 |
| 14 | 議案第20号 | 平成31年度門真市公共下水道事業会計予算 |

- 15 議案第22号 平成30年度門真市一般会計補正予算（第11号）中、所管事項
- 16 議案第23号 平成31年度門真市一般会計補正予算（第1号）中、所管事項

審査日：平成31年3月11日（月）

○承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（控訴の提起について）

（議案の内容）

地方自治法第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

1 事件名 所有権確認請求事件（本訴）

建物等収去土地明渡請求事件（反訴）

2 控訴の趣旨

(1)原判決を取り消す。

(2)被控訴人らの本訴請求を棄却する。

(3)被控訴人らは、控訴人（一審本訴被告・反訴原告）に対し、本市所有の本町地内の土地にある被控訴人らの建物等を収去して、当該土地を明け渡せ。

(4)訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人らの負担とする。

（主な質疑と答弁）

問 訴訟に至るまでの経過は。

答 本町地内の土地所有者である原告らが大阪地方裁判所に対して、昭和46年に公共用地との境界を確定したが、その境界は誤りで、現在占有している部分までが境界である。また、そうでない場合でも、時効で取得しているとして平成26年7月7日に訴訟を提起した。
本市はこれに対して平成26年8月29日に応訴し、平成27年12月1日に原告らが占有している本市所有の土地について建物収去と土地明け渡しを求める反訴を行っている。
なお、原告から本市に対して、事前の相談や予告等はなかった。

問 里道・水路の譲与の内容は。

答 市域にある里道及び水路等の法定外公共物については、国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定に基づき、平成17年3月31日に国から譲与を受けている。

問 地裁判決では、国から適法な譲渡を受けておらず、所有権を取得したとは認められないと判断されているが、この判決が確定した場合の他に与える影響は。

答 裁判所の判決は個々の事件ごとのものと考えており、今後、高等裁判所の判断が示された後に内容を精査し、他に与える影響について確認していきたいと考えている。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり承認

議案第2号 門真市健全な財政に関する条例の制定について

（議案の内容）

財政運営の基本原則を定めることにより、健全で持続可能な財政状況の実現及び継続に資する。

（主な質疑と答弁）

問 条例提案に至るまでの経過は。

答	本市は、急激な人口減少等の影響等により厳しい財政状況に直面しており、まちの成長と財政の健全化を両立していくために、財政運営の基本的な原則及び制度等を定める必要があるとの認識のもと、条例の策定に着手した。 平成29年度には、先進的に財政条例を制定していた岐阜県多治見市を視察するなど調査・研究を重ね、平成30年度には、地方財政に関する学識経験を有し、国における地方財政制度の動向等に精通している専門委員に専門的・技術的な提案・助言等を受けながら、内容を精査し、本議会での提案に至ったものである。
問	財政状況に関する資料等の公表を規定した理由とその公表方法は。
答	従前より本市の予算・決算等といった形で、ホームページ及び広報紙で同資料等を公表しているが、明確にルールを定めていなかった。毎年度変わることなく本市の財政状況を公表することが市民の市政への関心及び理解を深め、信頼を向上させることにつながると考えたため、新たに財政収支見通しの公表を加え、同資料等の公表を規定した。 公表方法については、従前のとおりホームページなどを想定しているが、さらなる公表内容の充実に向け、検討していきたいと考えている。
問	財政調整基金の目標保有額とその積算根拠は。
答	国内で過去に発生した災害時の財政状況を分析し、とりわけ、阪神淡路大震災において被災した阪神間主要都市を参考に、被災前と被災後では財政調整基金の標準財政規模に対する割合が約10%減少していたことから、災害対策後の安定した財政運営も考慮した上で、目標保有額は標準財政規模の15%、現時点で約40億円と考えており、今後、規則で規定する。
問	目標保有額を定めている他団体はあるのか。
答	網羅的ではないが、類似の条例を制定している岐阜県多治見市や箕面市を含む11団体中10団体が災害対策等に必要な基金の確保について条例で定めており、目標保有額を定めているのはそのうち1団体で、標準財政規模の18%の額としている。
問	財政調整基金への積み立てはどのような流れで行われるのか。
答	第11条第1項では、当該年度の決算見込みで、一般財源に一定の余剰が生じる場合に、当該年度の補正予算において、その余剰分を目標額に向け、積み立てることに努めるものとしている。 同条第2項では、当該年度の財政調整基金が目標額を下回る場合に、地方財政法の規定により積み立てている実質収支の2分の1に加え、残額を財政運営に支障のない範囲で、翌年度の補正予算において積み立てなければならないものとしている。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第4号 門真市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について

(議案の内容)

生産緑地法第3条第2項の規定に基づき、本市における生産緑地地区の区域の規模に関する条件について定める。

(主な質疑と答弁)

問 本市における生産緑地地区のこれまでの経過と、現在の地区数及び面積は。

答	本市では、平成３年に改正された生産緑地法に基づき、平成４、５年の当初指定で84地区、20.15ヘクタールを生産緑地地区に指定している。その後、農業の主たる従事者の死亡、もしくは、農業に従事することを不可能にさせる故障による買い取り申し出や平成25年度より実施している追加指定等により、現在の生産緑地地区は72地区、17.17ヘクタールとなっている。
問	面積要件を300㎡以上と規定する理由は。
答	農地所有者に営農意向があっても、生産緑地地区指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模な農地や、生産緑地地区の一部解除により、残された面積が規模要件を下回る場合に起こる、いわゆる道連れ解除等に対応するため、平成29年６月15日に生産緑地法が改正され、生産緑地地区の面積要件を条例で定めることにより、500㎡以上から300㎡まで引き下げることが可能となった。 本市において、面積要件を緩和することによって、小規模な農地も災害時の避難場所や貴重な緑地機能を発揮することが期待されること、また、道連れ解除の可能性のある営農希望者に対しての救済措置となることなどから、生産緑地地区指定の下限値の面積要件を300㎡まで引き下げるものである。
問	特定生産緑地制度の内容は。
答	生産緑地地区は、都市計画決定の日から30年経過後に税の優遇が受けられなくなることから、引き続き税制特例措置の継続及び都市農地の保全を図るため、平成30年４月１日に特定生産緑地制度が施行され、所有者の意向に基づき特定生産緑地に指定できるようになり、買い取り申し出までの期間を10年間延期することが可能になったものである。
問	同制度に対する本市の取り組みは。
答	本市の生産緑地地区は、平成４、５年に当初指定を行っており、30年経過後の2022年には税の優遇制度の適用を受けることができなくなる。そのため、平成30年度に開催されたＪＡ主催の生産緑地制度に関する説明会において、同制度の手続についての周知を行うとともに、生産緑地所有者へアンケート調査を実施し、今後の営農意向等を聞いている。 平成31（2019）年度では、引き続き周知・啓発に努めるとともに、現在改訂作業中の門真市緑の基本計画において、生産緑地地区の保全についても検討を行う。2020年度からは、特定生産緑地指定の受け付けを開始し、2021年度の都市計画審議会を経て、当初指定の平成４年８月18日から30年が経過する2022年８月18日までに特定生産緑地指定を行う予定としている。
問	買い取り申し出希望者に対する市の対応は。
答	平成30年10月に生産緑地所有者を対象に実施したアンケート調査では、特定生産緑地への指定意向において、指定する、一部を指定する、を合わせると約７割と、引き続き営農を希望する人が多かったが、指定を希望しない意向もあったことから、引き続き、制度の周知・啓発に努める。また、買い取り申し出があった場合には、庁内関係課へ照会を行い、公共施設等としての利用希望について確認を行っていく。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第11号 門真市水道条例及び門真市下水道条例の一部改正について

(議案の内容)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律による消費税法及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、水道料金等及び公共下水道の使用料に係る消費税率を改める。

(主な質疑と答弁)

問	改正理由は。
答	消費税法の一部改正により、新たな消費税率及び地方消費税率が2019年10月1日から実施されることに伴い、水道料金等及び公共下水道の使用料に係る消費税率及び地方消費税率を改めるである。
問	これまでの改正では、税率がその都度数字で表記されていたが、今回は消費税の額及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額に条文が変更されている。 今後、仮に消費税率が変更になった場合、議会で内容を審議することがなくなることが懸念されるが、なぜこのような条文に変更したのか。
答	消費税及び地方消費税の税率は、国において定められるものであり、改正時期が変更となる不測の事態も考慮した中で、これまでの税率表記から今回の条文に変更するものである。 なお、将来、仮に消費税率が改正された場合、市民生活に影響を及ぼす内容となり得るため、議員に報告するとともに、市民に対しても広報等を通じ、十分に周知していきたいと考えている。

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第13号 平成30年度門真市一般会計補正予算（第10号）

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7235万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ561億7769万7000円とする。

また、繰越明許費、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【繰越明許費：大阪モノレール門真市駅可動式ホーム柵設置補助事業 1666万6000円】

問	大阪モノレール門真市駅可動式ホーム柵設置事業補助事業の補助金を平成31（2019）年度へ繰り越した理由は。
答	大阪高速鉄道株式会社において、同ホーム柵の年度内の設置に向けて部材の手配を行ったが、全国的な需要増大により、本体の製作に必要な部材の一部の納期が予想以上の日数を要し、年度内に設置の完了が見込めなくなった。そのため、平成31年1月23日付で工事期間を2019年6月末までとする変更申請が提出されたことから、繰越手続を行うものである。
問	大阪モノレールの他の駅における可動式ホーム柵の設置状況は。
答	同社において、平成30年度から順次各駅に設置することとしており、平成30年度に設置を予定していた駅は、門真市駅、千里中央駅、南茨木駅の3駅であった。

千里中央駅は、本市より３カ月早く補助金交付決定の通知を受け、部材を早く発注し、入手できたことから、設置工事を平成31年２月１日から開始しており、３月22日に完了予定である。その後、門真市駅、南茨木駅の順に設置していくと聞いている。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第14号 平成31年度門真市一般会計予算中、所管事項

(議案の内容)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ605億円と定める。

また、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：ブロック塀等安全対策促進補助金 525万円】

問	ブロック塀等安全対策促進補助金の交付実績は。
答	平成31年２月末現在で、交付決定の件数が撤去工事のみ７件、改修工事のみ１件、撤去工事と改修工事を合わせたものが６件の計14件である。
問	平成31（2019）年度における同事業の概要は。
答	補助対象をブロック塀等の撤去工事のみとし、工事費の３分の２で上限15万円を補助する。また、30年度は対象外としていた公園等に面する塀や駐車場等の建築物に附属しない塀も補助対象となるよう拡充し、補助件数は35件を予定している。

【歳出：北島東第２地区土地区画整理事業 3736万2000円】

問	北島東第２地区土地区画整理事業における委託業務の内容は。
答	同地区は、平成30年度に土地区画整理準備組合を設立し、平成31年２月の同準備組合総会で業務代行予定者が大和ハウス工業株式会社に決定されたところである。 平成31（2019）年度においても、引き続き、同準備組合の運営支援のためのまちづくり支援業務を行うとともに、区画整理促進調査業務により、都市計画手続のための資料作成や地区界測量、換地設計準備等を行い、2020年度の本組合設立に向けて支援していく。
問	同地区の地権者の合意形成状況は。
答	土地区画整理事業区域への編入については、地権者全員が合意しており、これまでに総会を２回開催しているが、業務代行予定者の決定等の議案は全て議決されている。

【歳出：親水空間整備事業 １億4359万円】

問	具体的な工事内容は。
答	水と触れ合うことのできる空間の整備を初め、水路の水源となる地下水を汲み上げるための削井 ^{さくせい} 工事を行う。 また、水路においては、既に完成している北側区間同様、景観に配慮した修景ブロックの設置や橋の改良等を延長約200mにわたり施工するもので、2020年２月末の完成を目指している。 なお、本市において、親水空間整備事業として整備した水路は、門真第九水路が初めてで

	ある。
問	同水路の今後の維持管理方法は。
答	地域との協働による水路の定期的な清掃等を通じ、親しみを持って接してもらえる水路となるよう、維持管理方法について水路調整会議等を通じて調整していく。

【歳出：入場整理券印刷・封入封緘業務委託料 120万円】

問	期日前投票所の混雑緩和のために入場整理券を活用する考えは。
答	平成31年統一地方選挙から、投票所の受付で印刷していた期日前投票宣誓書を入場整理券の裏面に印刷する。 選挙人があらかじめ入場整理券裏面の宣誓書に必要事項を記入することにより、受付での内容確認後、すぐに投票できるようになる。

【歳出：第6次総合計画策定事業 946万9000円】

問	第6次総合計画審議会の委員の構成は。
答	大学教員や、産業分野、金融分野、労働分野、言論分野等地方創生に係る各専門分野に精通している学識経験者として12人、市民の代表として5人、関係行政機関として警察署、消防組合、保健所から3人の計20人としている。
問	同計画の経過と今後のスケジュールは。
答	平成30年度は庁内で検討を重ねながら、同審議会を3回開催した。 平成31（2019）年度は同審議会を4回開催し、11月ごろに答申を受け、12月議会で第6次総合計画の基本構想について議案提出することを予定している。
問	基本構想（素案）の概要と同審査会における主な意見は。
答	将来のまちづくりの展望や方向性を示し、これらの達成に向けた基本目標を明らかにするものとして2部構成で作成している。第1部では、計画の概要や計画策定の背景、現状と課題等について記載し、第2部では将来のまちづくりの展望として、本市を取り巻く社会経済、人口、財政の将来展望、まちの将来像とまちづくりの方向性、まちづくりの基本目標等について記載している。 一目でわかるインパクトのある記載の必要性や、課題として、文章、タイトル、グラフの表現や記載の方法、今後基本計画につなげていくために不足するキーワードなど、さまざまな意見が出された。

【歳出：公園施設長寿命化計画策定業務委託 1680万6000円】

問	公園施設長寿命化計画についての目的、概要及びスケジュールは。
答	本市が管理する都市公園を対象に公園施設の計画的な維持管理の方針を明確にし、安全性確保と機能保全を図りつつ、国の社会資本整備総合交付金を活用して維持管理費の縮減や平準化を図る目的で策定するものである。 概要については遊具等、施設の健全度調査や台帳作成、ライフサイクルコスト縮減の検討、修繕や更新の年次計画等を示すもので、平成31（2019）年度末までに策定する。

【歳出：総合防災訓練機材設営業務委託料 113万2000円】

問	総合防災訓練機材設営業務委託料の概要は。
答	平成31（2019）年11月に実施予定の市総合防災訓練の会場設営、救助訓練用の模擬家屋の設置費用等である。
問	実施する目的は。
答	地域防災計画や各種業務計画の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び災害時の防災体制に万全を期するため、関係機関、市民及び事業者の参画を得て実施するものである。
問	具体の訓練内容は。
答	大規模地震災害の発生を想定し、警察・消防・自衛隊等の関係機関、自治会等の自主防災組織、各種市民団体、本市と防災協定を締結した事業者等の参画を得て、災害時の連携確認等を行うとともに、市民参加型の避難所開設等も検討しており、今後、参画機関の意見を確認し、詳細を検討していく。
問	どのような事業者と災害協定を締結しているのか。 また、総合防災訓練には、災害時相互応援協定を締結している事業者のみ参加できるのか。
答	関西電力株式会社等の各種ライフライン事業者や災害時の物資輸送を行う一般社団法人大阪府トラック協会東北支部、また、災害時における施設の一時使用を締結しているパナソニック株式会社や災害時の福祉避難所となる高齢者施設等さまざまな業種の事業者と災害協定を締結している。 これらの事業者以外の事業者にも可能な限り参画及び見学をしてもらうため、広報やホームページなどにより広く周知していく。

【歳出：消耗品費 282万7000万円】

問	消防団員に対する安全装備品の貸与計画は。
答	平成31（2019）年度は、新入団員の被服等を初め、消防団員安全装備品であるヘルメット82個、雨がっぱ82着を購入し、貸与する。 また、平成31（2019）年度から3カ年に分けて各分隊にヘルメット4個、雨がっぱ4着ずつ貸与していく。

【歳出：公衆無線LAN環境整備事業 147万7000円】

問	公衆無線LAN環境整備事業の概要は。
答	無線LANによる無線通信を利用することが困難な状態の解消を目的に、市指定避難所23カ所のうち、府立高校2校の体育館に公衆無線LANの環境を整備するもので、国の無線システム普及支援事業費等補助金の活用を計画している。
問	具体の利用方法は。
答	大規模災害時に指定避難所を開設した際に、避難者がスマートフォンなどで情報収集できるよう公衆無線LANの開放を予定している。
問	接続可能な回線数は。

答 無線アクセスポイント 1 台につき約100回線接続可能であり、各体育館に 2 台ずつ設置する。各体育館で約200回線接続可能となるが、アクセスポイントに接続する光回線の速度を考慮すると、実際の接続可能回線数は最大で40回線までで、快適に接続できる回線数は20回線程度とされている。

【歳出：地震時等に著しく危険な密集市街地老朽木造建築物等除却補助事業 4億5769万8000円】

問 地震時等に著しく危険な密集市街地老朽木造建築物等除却補助事業の概要は。

答 地震時等に著しく危険な密集市街地において、除却補助の期間を2020年度までとし、昭和56年5月31日以前に建てられた条件を満たす木造建築物等の所有者に対し、戸建て住宅であれば182万円、共同住宅であれば520万円、その他店舗等であれば208万円を上限に、補助対象経費の6分の5を補助するものである。

問 同事業の平成30年度の実績は。

答 長屋、戸建て住宅で20棟40戸、共同住宅で21棟180戸、その他店舗等で10棟であり、合計51棟220戸を見込んでいる。

問 平成31（2019）年度の想定件数は。

答 長屋、戸建て住宅で125棟125戸、共同住宅で53棟424戸、その他店舗等で22棟であり、合計200棟549戸を見込んでいる。

問 地震時等に著しく危険な密集市街地 4 地区の設定方法は。

答 国道163号以北の北部地域の密集市街地のうち、延焼危険性及び避難困難性が高く、地震時等において最低限の安全性を確保することが困難である地区を抽出した結果、小路町、元町、本町の西部地区、石原町、大倉町、幸福町、垣内町、中町の古川橋駅北地区、野里町の大和田駅南地区、上島町、城垣町の北東部地区の4地区となった。

問 4地区以外に対する除却補助は。

答 市域全体を対象に木造住宅除却補助制度と危険家屋等除却補助制度がある。

木造住宅除却補助制度は、耐震性が不足する木造住宅の建てかえを促進することにより、耐震化を図ることを目的とし、戸建て住宅であれば30万円、共同住宅であれば200万円を上限に補助対象経費の2分の1を補助する。

危険家屋等除却補助制度は、老朽化により周辺環境を悪化させている建築物の倒壊等による被害を未然に防止することを目的として、戸建て住宅であれば60万円、共同住宅等であれば200万円を上限に補助対象経費の3分の2を補助する。

【歳出：北部地区優先主要生活道路整備事業 12億8504万2000円】

問 北部地区優先主要生活道路整備事業の概要は。

答 地震時等に著しく危険な密集市街地を2020年度までにおおむね解消することを目標に、現道を拡幅することにより、地震時等における消防活動困難区域の解消や不燃領域率を向上させる道路を優先主要生活道路として位置づけ、拡幅整備をするものである。

具体には、本町・元町・小路町の市道門真御旅線や門真停留所線・黄梅寺源太郎橋線の一部及び市立総合体育館北側と幸福町郵便局北側とを結ぶ道路の拡幅整備に係る予算を計上している。

問	用地購入面積や件数、建物補償棟数は。
答	本町・元町・小路町においては、道路用地取得38画地、約1700㎡、建物補償38件分の予算を計上している。 また、中町地区と幸福町・垣内町地区を結ぶ区間においては、道路用地取得10画地、約750㎡、建物補償6件分の予算を計上している。

【歳出：延焼遮断帯整備促進事業 9億6574万3000円】

問	延焼遮断帯整備促進事業（寝屋川大東線整備事業）の経過と今後の予定は。
答	府において、平成28年度より測量等の調査に入り、京阪本線から萱島生野病院までの区間の道路用地取得は、平成30年度末でおおむね完了の予定である。 平成31（2019）年度からは、府の費用負担のもと、上島町第2地区を含む萱島生野病院から府道守口門真線までの区間において、府と市が連携・協力することで2020年度までに京阪本線から府道守口門真線までの用地取得を目指している。
問	府と市が連携・協力して用地取得を進めていく区間の概要は。
答	萱島生野病院から府道守口門真線までの延長約300mで、用地取得面積が約7300㎡、建物補償が49件である。
問	用地補償等交渉業務委託料の内容は。
答	建物補償費算定業務、補償額算定書の照合及び用地交渉等である。
問	用地交渉業務を委託することに法的な問題はないのか。
答	府と相談しながら、他市の事例を参考にした内容であり、業務を発注するに当たっては、行政ロイヤーなどと相談しながら契約手続を進めていく。

【歳出：市営住宅管理業務委託料（第1次移管住宅） 2億901万1000円】

問	移管を受けた府営住宅の管理事務所はどのようなになるのか。
答	平成31（2019）年度は現在の寝屋川管理センターと同じ場所となり、2020年度は、新たに市内の府営住宅の指定管理者となった事業者が設置した場所となる予定である。 現在、府の指定管理業務では、巡回管理員が各団地に設けられた現地窓口を定期的に巡回し、入居者からの届け出書、申請書や相談等を取り次いでおり、一定の利便性確保がされていることからこれまでと同様の管理体制を継続する。 また、現在の市営住宅の指定管理期間終了に伴い、2021年度以降は本市が新たに選定する指定管理者に管理を一本化することから、市内に管理事務所を設置する予定である。
問	管理を一本化する2021年度から現府営住宅制度の減免を全ての市営住宅に適用できないか。
答	家賃制度等は、府営住宅全団地の移管が完了した時点で、現市営住宅制度との一元化も含めて方向性を決定することとしている。府営住宅及び市営住宅の入居者の双方にとって後退することのないよう配慮しつつ、制度のあり方について引き続き検討を行っていく。

（その他の質疑項目）・泉町・松葉町北地区整備事業における説明会の対象者、説明内容及び出された意見について など

（討論） 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第19号 平成31年度門真市水道事業会計予算

(議案の内容)

水道事業収益は31億4397万5000円とし、水道事業費用は27億6020万7000円とする。

資本的収入は3億6783万9000円とし、資本的支出は14億8877万9000円とする。

(主な質疑と答弁)

【歳出：雑収益

その他雑収益 1547万6000円】

問 給水装置工事事業者制度が創設された背景は。

答 同制度が創設される以前は各水道事業者が条例等に基づき、独自要件により指定しており、要件設定や運用が異なっていた。

給水装置工事事業者の円滑な事業活動を確保するため、平成8年に水道法改正で創設された同制度により、全国一律の指定基準が定められた。

これにより、事業者に求められる指定水準が確保されるとともに、広く門戸が開かれ全国的に指定工事事業者の増加に至ったものである。

問 今般の水道法改正により、給水装置工事事業者の指定に更新制が導入された背景は。

答 現行制度は新規の指定についてのみ定められており、指定の有効期限がないことや、廃止、休止等の状況も反映されにくいものであった。実態把握ができない工事事業者への指導、監督が行えないなど、資質の低下が懸念されるなどの課題があった。

これらの課題に対し、厚生労働省の専門委員会による検討の結果、工事事業者の資質が継続して保持されるよう更新制の導入が示され、今回の改正において、これまで無期限であった給水装置工事事業者の指定が5年間とされたものである。

問 指定更新要件等の確認事項の概要は。

答 指定更新の申請時に、水道法に定める指定要件の確認と、別途、指定工事事業者の講習会の受講状況や主任技術者の研修受講状況、配管技能者の配置状況、指定工事事業者の業務内容といった情報の確認事項が新たに加わることとなる。これらの情報をもとに、指定工事事業者への指導、監督することで、資質の保持を図り、安全で信頼される給水装置工事の確保につながることを期待されるものである。

【歳出：工事請負費 3億5968万1000円】

問 平成31（2019）年度に実施される整備工事の施工箇所と選定理由は。

答 平成27年度に策定した水道施設の耐震化計画の中で、市内の主要な道路に埋設された管路や重要な施設へつながる管路を、最も更新が優先される最重要管路として位置づけており、他事業との関連により国道163号、府道深野南寺方大阪線及び府道守口門真線の3路線を選定している。

また、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震の影響により発生した濁水に起因する東江端町地区の老朽管を更新する。

さらに、北島東地区で施工される道路管理者による道路拡幅工事にあわせ新設配水管を布

設し、周辺路線の既設配水管と接続することで、より安定給水が図れるよう配水管網の構築を行う。

(その他の質疑項目)・水道施設台帳の整備状況について
・今後の老朽管更新の計画について など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第20号 平成31年度門真市公共下水道事業会計予算

(議案の内容)

下水道事業収益は39億3884万1000円とし、下水道事業費用は38億1582万5000円とする。

資本的収入は36億8170万3000円とし、資本的支出は53億3678万7000円とする。

(主な質疑と答弁)

【歳出：下水道管渠内清掃業務 381万5000円】

問 下水道管渠内清掃業務の内容は。

答 公共下水道管路内に堆積した土砂等による下水道の流下能力低下の解消や、油脂類の付着による悪臭の発生を防ぐために管内清掃を実施するものであり、主に公共下水道の利用者からの通報により実施している。

【歳出：その他委託料 6335万6000円】

問 公共下水道施設の耐震化対策について今後の予定は。

答 地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するため、地域防災計画で定める緊急交通路に埋設されている管渠等の重要な下水道施設の耐震化を図るべく、現在の耐震設計基準に基づかない古い管渠等を対象として、策定中の下水道総合地震対策計画に基づき、平成31(2019)年度は、既設の重要な幹線等の管渠やマンホールなどの耐震診断を実施予定である。

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

このほか、議案第8号「門真市有料自転車駐車場条例の一部改正について」は、自転車駐車場の利用状況等について質疑、答弁があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

なお、議案第1号、第5号、第12号、第16号、第17号、第22号中、所管事項及び第23号中、所管事項は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

平成31年 3 月20日

門真市議会議長

佐藤 親太 様

民生常任委員会

委員長 土山 重樹

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第3号 門真市路上喫煙の防止に関する条例の制定について
- 2 議案第7号 門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部改正について
- 3 議案第9号 門真市国民健康保険条例の一部改正について
- 4 議案第13号 平成30年度門真市一般会計補正予算（第10号）中、所管事項
- 5 議案第14号 平成31年度門真市一般会計予算中、所管事項
（附帯決議を付す）
- 6 議案第15号 平成31年度門真市国民健康保険事業特別会計予算
- 7 議案第18号 平成31年度門真市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 8 議案第21号 門真市国民健康保険条例の一部改正について
- 9 議案第22号 平成30年度門真市一般会計補正予算（第11号）中、所管事項
- 10 議案第23号 平成31年度門真市一般会計補正予算（第1号）中、所管事項

審査日：平成31年3月12日（火）

○議案第3号 門真市路上喫煙の防止に関する条例の制定について

（議案の内容）

路上喫煙の防止について、市、市民等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、市民の安全で快適な生活環境の確保に資する。

（主な質疑と答弁）

問	条例の制定目的は。
答	周囲の人に迷惑を及ぼさないよう、歩きたばこなどによる煙のにおいや、たばこのポイ捨ての未然防止等、喫煙者のマナー・モラルの向上を図るとともに、まちの環境美化意識の高揚を図ることにより、市民の安全で快適な生活環境の確保に資することを目的としている。
問	条例の対象となる場所は。
答	路上喫煙をしないよう努めなければならないものとして、市内全域の道路、公園、広場等の公共の場所としており、自宅敷地内やコンビニ敷地内等の私有地や建物の中は対象外としている。また、対象となる公共の場所のうち、路上喫煙を禁止することが必要であると認める区域を路上喫煙禁止区域として指定することができるとしている。
問	同区域内に設置予定の喫煙所の設備は。
答	自治体が行う屋外の喫煙所の整備に対しては、国による地方財政支援措置が行われる予定であることから、今後、厚生労働省令が定める喫煙所の仕様に応じた基準に基づき、人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ないようにするなどの周囲への配慮、管理体制、経費面、設置による効果等を考慮し、喫煙所の設置について検討していく。
問	第7条で定めている指導及び勧告は誰が行うのか。
答	条例の実効性を確保するため、本市が指定した同区域内で路上喫煙をした者に対しては、市職員が是正するために必要な指導及び勧告を行う。
問	市民が喫煙者に対し注意を行った場合、トラブルが発生することも予想されるが、警察との連携はどのように図っていくのか。
答	条例の施行に当たっては、門真警察に対し、条例の趣旨や本市の路上喫煙の防止に関する取り組みを説明し、協力を求めている。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第14号 平成31年度門真市一般会計予算中、所管事項

（議案の内容）

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ605億円と定める。

また、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：門真の市民まつり実施事業交付金 700万円

校区門真まつり事業補助金 650万円】

問 ふるさと門真まつりに700万円、校区門真まつりに650万円もの予算を計上しているが、本市の財政状況が厳しい中、どのような認識を持っているのか。

答 平成31（2019）年度より、ふるさと門真まつり実行委員会が協賛金を集める動きも示していることや、本市のふるさと納税の使い道の一つである地域の絆を育む「ふるさと門真まつり」を応援！に寄附等があることから、ふるさと門真まつりを継続してもらいたいとの市民の思いが強く、厳しい財政状況であっても、事業継続の後押しとなっているため、引き続き事業展開を図っていく。

問 1350万円もの予算をかけて、両方のまつりを実施することは、市民からの理解を得られると考えているのか。

答 ふるさと門真まつりには、市のイベントとしては最大の約4万9000人の来場があり、今後も継続を要望する声が多くある。

また、校区門真まつりはそれぞれの校区で工夫して開催され、定着してきていることから、市民からの理解は得られているものと考えている。

問 両方のまつりを実施することで、どのような効果があると認識しているのか。

答 さまざまなまつりを通じて、市民や地域の連帯感やにぎわいを創出し、あらゆる年代の人が交流して、特に門真の未来を支える子どもたちの心に残るようなまつりを実施することで、市民が門真に住み続けたいと思えるようにすることが重要である。そのことで予算以上の効果をもたらし、市の成長につながるものと認識している。

【歳出：防犯灯LED化補助事業 380万3000円】

問 自治会と自治会との間で防犯灯が設置されていない箇所、いわゆるエアポケットは何カ所あるのか。

答 市全体の防犯灯設置箇所を把握するため、市内で約6900灯ある全防犯灯設置箇所をGISマップ上に落とし込んでいるところであり、現在、その落とし込み作業が約70%済んでいることから、平成30年度中には把握できると考えている。

【歳出：地域猫活動補助金 25万円】

問 野良猫がふえているように思えるが、動物愛護管理対策事業のうち、地域猫活動の状況は。

答 同事業は飼い主のいない猫による生活環境被害を低減していくための重要な施策として平成26年度から開始しており、当初2団体から始まったものが、現在は14団体の活動がある。

また、補助実績件数についても、平成28年度は39件、平成29年度は55件、平成30年度は現在61件と増加傾向にあることから、活動の輪が広がっているものと考えている。

問 地域猫活動団体の登録条件は。

答 地域猫活動団体として本市に登録するには、三つの条件が必要である。

一つ目は、本市の区域内に在住し、在勤し、もしくは在学する者が別世帯の3人以上で構成する団体、または本市の区域内で事業活動を行う団体、もしくは事業所であること。

二つ目は、本市の区域内で地域猫活動を行うこと、または現に行っていること。

三つ目は、地域猫活動について活動地域に属する自治会等の同意を得ていることであり、団体登録申請書に構成員名簿、区域図、計画書、及び自治会等の同意書を添付した上、登録申請をしてもらっている。

【歳出：くすのき広域連合負担金 18億8197万8000円】

問	くすのき広域連合負担金の内訳は。
答	事務費関係経費 1 億5077万9000円、介護認定関係経費9288万円、保険給付費関係経費14億299万円、地域支援事業関係経費8585万5000円、保険料軽減関係経費 1 億4947万4000円である。
問	同広域連合全体の予算から各市負担金の割合を決定する方法は。
答	同広域連合規約第17条において経費の区分に応じた負担割合を規定しており、それに基づき決定されている。
問	平成24年度から平成29年度までの、同広域連合負担金と精算額は。
答	年度当初の負担金の額は、24年度が11億9153万7000円で精算額が644万9023円の返金、25年度が12億6852万円で精算額が1509万5077円の返金、26年度が12億6550万6000円で精算額が2385万6913円の追加支払い、27年度が15億749万7000円で精算額が9707万961円の返金、28年度が15億4604万2000円で精算額が7019万8866円の返金、29年度が16億6867万8000円で精算額が9334万5617円の返金である。
問	平成24年度から平成29年度までの介護保険料の不納欠損額と普通徴収の徴収率は。
答	不納欠損額は、平成24年度が 1 億812万7100円、平成25年度が 1 億572万6125円、平成26年度が 1 億2231万5040円、平成27年度が 1 億2997万6520円、平成28年度が 1 億4535万9240円、平成29年度が 1 億6870万8721円である。 普通徴収の徴収率は、平成24年度が78.09%、平成25年度が76.64%、平成26年度が80.38%、平成27年度が76.28%、平成28年度が80.05%、平成29年度が77.09%である。
問	平成24年度から平成28年度までの介護保険料普通徴収率の府内平均は。
答	平成24年度が85.75%、平成25年度が85.72%、平成26年度が86.08%、平成27年度が86.13%、平成28年度が86.72%である。
問	平成24年度から平成28年度までの普通徴収率が府内平均と比較して平均7.8%程度マイナスになっているが、1%当たりの金額は。
答	年度によって変動はあるが、約800万円と聞いている。
問	各市域の実情に応じた展開が必要な事業について、平成30年度予算から各支所に裁量を持たせ、弾力的な運営に努めていると聞くが、平成31（2019）年度においての市の具体策は。
答	生活支援体制整備事業では、第1層生活支援コーディネーターとして、専任の職員1人を支所に配置し、庁内関係課や地域団体等との連携を強化する。 また、認知症総合支援事業では、支所に配置した認知症地域支援推進員を中心に、地域住民や関係機関等とともに周知・啓発や認知症予防等を進める予定であり、本市域の地域の実情に応じた取り組みを進められるよう準備を行っている。
問	介護保険事業及び同広域連合のあり方について市の考えは。

【答】 第三者に委託している同広域連合における介護保険事業全般に係る評価・効果検証が進行途上であり、今後、客観的に洗い出される課題や効果、事業の評価等の検証結果については、同広域連合、構成市とともに共有し、必要な見直しを行うものと考えている。

今後も、スケールメリットを生かした事務の最適化、市民にとっての有益性の向上を図り、引き続き適切な介護保険の推進に努めていく。

【問】 市長は、同広域連合に対し具体的にどのようにかかわってきたのか。

【答】 同広域連合の副連合長として構成3市の市長とともに、同広域連合のあり方について、丁寧な議論を進めているところである。

運営体制については、平成29年度は次長を1人増員し、平成30年度は府から管理監を招き強化を図り、厚生労働省老健局長と面談を行い、広域連合のあり方についても、さまざまな意見交換を行った。今後も体制強化を図るなど市民に心配されることがないように努めていく。

【歳出：自治基本条例推進事業 1559万7000円】

【問】 第七中学校区の地域会議設立に向けた取り組みは。

【答】 平成31年1月18日に設立準備会が発足し、2019年夏前ごろの設立に向け、月1回、役員会と準備会を開催している。

設立初年度の取り組みとして、地域住民協力のもと取り組んできた事業のうち、校区の住民が集う七中校区フェスティバルと、校区の成人をお祝いする新成人の集いの実施を検討している。

【歳出：リサイクルプラザ運営・管理事業 824万円】

【問】 リサイクルプラザの利用状況は。

【答】 裂き織り・リフォーム工房の利用者数が大幅に増加し、利用率が100%を超えたことから、平成29年より当該工房を二つに増設し、現在、5工房を開設中である。

【問】 開設当初に比べ、利用者数が減少しているが、今後の利用者数増への考えは。

【答】 平成31（2019）年度に、「もったいない」普及事業と環境学習推進事業を統合することで、子どもだけでなく、大人も含めた市民を対象に講座を開催する。環境について考える機会をつくることにより、3Rの推進等環境課題に取り組む市民をふやし、利用者の増加を図っていく。

（討論） 反対討論あり

（結果） 賛成多数で原案のとおり可決

（附帯決議）

先般の代表質問及び本委員会における審査によって、執行機関は、議会が深く憂慮し、検証を強く要望している2025年問題について、一定の検討は行っているものの、議会と同じ視線、視点、熱量を共有しようとする意図が感じられないということが明らかとなった。悪意を持って解釈すれば、再三の決議にもかかわらず、小手先の検討で議会の注意を逸らし、お茶を濁す程度の対応で良しとする態度が垣間見られる。敢えて強い表現を選択するならば、これは明らかな議会軽視と受け止めざるを得ない。本委員会所管の議案、予算案は市民生活に直結するものが多く、年度内の成立を議会としても目指すべきものであるが、2025年問題にかかる予算については留保

付きの賛成である。

○議案第15号 平成31年度門真市国民健康保険事業特別会計予算

(議案の内容)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ149億3295万4000円と定める。

また、債務負担行為、一時借入金及び歳出予算の流用についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：運営協議会費 23万3000円】

問 門真市国民健康保険運営協議会の、平成31(2019)年度保険料率及び賦課限度額における答申内容は。

答 保険料率及び賦課限度額については、医療分が所得割率8.75%、均等割額2万7620円、平等割額2万1780円、賦課限度額58万円であり、後期高齢者医療支援金分が所得割率2.97%、均等割額9370円、平等割額7350円、賦課限度額19万円であり、介護分が所得割率2.06%、均等割額1万2940円、限度額16万円である。

なお、賦課限度額については、医療分において4万円引き上げることとしており、医療分と後期高齢者医療支援金分、介護分を合わせると合計で93万円である。

問 答申内容を40歳代の夫婦と子ども2人の4人世帯に当てはめた場合の保険料額及び前年度比増減額は。

答 基準総所得0円の世帯の場合は年額6万870円となり前年度比3090円の増額、基準総所得100万円の世帯の場合は年額23万9280円となり前年度比6270円の増額、基準総所得200万円の世帯の場合は年額43万7960円となり前年度比1万460円の増額である。

問 子育て支援施策の一環として、就学前の子どもを賦課対象から外すなど、保険料の軽減制度について市の考えは。

答 府内で、被保険者間の負担の公平化及び府で一つの国保になることを踏まえ、統一基準で実施することとしていることから、市独自で軽減制度の拡充等を行わない。

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第23号 平成31年度門真市一般会計補正予算(第1号)中、所管事項

(議案の内容)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ593億4108万2000円と定める。

また、地方債についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：プレミアム付商品券事務費補助金 9868万3000円】

問 プレミアム付商品券発行事業は消費拡大につながるのか。

答 低所得者及び子育て世帯向けに1人当たり総額5000円のプレミアムがついた商品券を発行、販売するもので、消費税・地方消費税引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするために実施すると国が示していることから、一定の効果が出ると考えている。

問	実施過程と予算は。
答	大まかな流れとしては、まず、対象者への個別広報とともに商品券の購入希望申請書を送付し、要件確認後、希望者に購入引きかえ券を交付する。商品券の販売を開始した際に、希望者は購入引きかえ券により商品券を購入して、取り扱い可能な市内店舗で使うこととなる。 事務等の費用として、対象者抽出、通知書や引きかえ券の作成及び封入封緘、商品券作成及び販売、商品券使用可能店舗の募集及び換金手続等の各種業務委託料並びに申請書等の郵送費及び臨時的任用職員の賃金等、総額で9868万3000円を計上している。 なお、事務費については全額国庫補助対象である。
問	対象者は。
答	平成31年（2019）年1月1日時点の市民のうち、市民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者等を除く市民税が非課税である者。または、2019年6月1日時点の市民のうち、2016年4月2日以降に生まれた子が属する世帯の世帯主と国より案として示されている。 なお、子育て世帯向けの対象者の基準については、一部変更の可能性も国より示されている。
問	商品券の使用期間は。
答	現時点では検討中であるが、2019年10月1日から2020年3月31日までの間で、市町村の定める期間と示されている。

【歳出：成人用肺炎球菌予防接種業務委託料追加分 248万1000円】

問	平成26年度から定期接種化された高齢者肺炎球菌ワクチンの対象者は。
答	予防接種法に基づく高齢者肺炎球菌ワクチン接種については、65歳になる者及び60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる身体障がい者手帳1級所持者が対象である。 また、5年間の経過措置として65歳から5歳刻みの年齢で100歳までが対象である。
問	当該ワクチン接種の今後の取り組みは。
答	時限措置の満了を控え、国において、当該ワクチンの効果持続期間や再接種に関する有効性、接種率や制度周知に関する視点を踏まえて検討が重ねられた結果、平成31（2019）年度以降5年間の経過措置を継続する方向性が示された。 接種機会を継続して提供することとなった主旨を踏まえ、当初予算案で2000円としていた自己負担額を従来どおりの1000円とする。 なお、平成31（2019）年度中に限り、100歳以上の者も対象とする。

（討論） 反対討論あり

（結果） 賛成多数で原案のとおり可決

このほか、議案第18号「平成31年度門真市後期高齢者医療事業特別会計予算」は、30年度の後期高齢者に対する差し押さえ・換価の猶予・執行停止件数等について、質疑、答弁があり、採決に当

たっては、反対の討論があったが、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

また、議案第7号、第9号、第13号中、所管事項、第21号及び第22号中、所管事項は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第14号「平成31年度門真市一般会計予算」中、所管事項に
対する附帯決議案

上記議案については、先般の代表質問及び本委員会における審査によって、執行機関は、議会が深く憂慮し、検証を強く要望している2025年問題について、一定の検討は行ってはいるものの、議会と同じ視線、視点、熱量を共有しようとする意図が感じられないということが明らかとなった。悪意を持って解釈すれば、再三の決議にもかかわらず、小手先の検討で議会の注意を逸らし、お茶を濁す程度の対応で良しとする態度が垣間見られる。敢えて強い表現を選択するならば、これは明らかな議会軽視と受け止めざるを得ない。

本委員会所管の議案、予算案は市民生活に直結するものが多く、年度内の成立を議会としても目指すべきものであるが、2025年問題にかかる予算については留保付きの賛成である。

平成31年 3 月12日 提出

民生常任委員会

委員長 土山 重樹 様

提出者

民生常任委員会

副委員長 亀井 淳

委員 後藤 太平

委員 武田 朋久

委員 佐藤 親太

平成31年 3 月20日

門真市議会議長

佐藤 親太 様

文教こども常任委員会

委員長 松本 京子

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第6号 門真市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 2 議案第10号 門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正について
- 3 議案第13号 平成30年度門真市一般会計補正予算（第10号）中、所管事項
- 4 議案第14号 平成31年度門真市一般会計予算中、所管事項
- 5 議案第22号 平成30年度門真市一般会計補正予算（第11号）中、所管事項
- 6 議案第23号 平成31年度門真市一般会計補正予算（第1号）中、所管事項

審査日：平成31年3月13日（水）

○議案第10号 門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正について
（議案の内容）

大阪府の臨時的任用職員の給料の改定に伴い、本市の任期付市費負担教員の給料の改定を行う。
（主な質疑と答弁）

問	条例改正の概要は。
答	任期付教員の給料や手当等の待遇は、府の常勤講師に準じて規定しており、今回、府の給料表改定に伴い、本市の任期付教員の給料表を同様に改定するものである。
問	府職員の給料表引き下げの要因は。
答	府職員の給与が民間給与を平均0.5%、1914円上回っていたことから、民間給与との格差を解消するため、人事委員会勧告に基づき、平成31（2019）年1月1日より給料表が改定されたものである。
問	府の常勤講師の待遇に準じる根拠は。
答	任期付教員の職務内容は、府の常勤講師と同様であることから、給料や手当等の待遇についても、制度発足当初から府の常勤講師に準じて規定している。
問	任期付教員の近年の確保状況は。
答	任期付教員のみならず、府の常勤講師を含め講師不足の状況ではあるが、年度当初の必要数については、全て配置できている。

（討論） 反対討論あり

（結果） 可否同数で委員長裁決の結果、可決

○議案第13号 平成30年度門真市一般会計補正予算（第10号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7235万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ561億7769万7000円とする。

また、繰越明許費、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：公立保育所運営事業 1億2818万7000円】

問	浜町保育園耐震補強工事が中止に至った経緯は。
答	平成30年7月より仮設園舎に保育の場を移し、耐震補強工事を進めてきたが、工事を進める中で、図面と現場に大きな相違があること、また、建設当時の施工状態にふぐあいがある箇所が複数判明したことなどにより、工事中止に至ったものである。
問	仮設園舎のリース期間を3年間延長とした理由は。
答	新たな園舎を建設し仮設園舎を撤去すると想定した場合、3年程度は要すると考えたため

	である。
問	リース期間を3年間延長することの法的な問題等は。
答	庁内で調整した結果、延長可能と判断したものである。 なお、平成31（2019）年度に保育室の一部拡充や電子錠の設置等の仮設園舎に係る追加工事を実施する予定としており、より安全・安心な保育の提供に資するよう努めていく。
問	同保育園本園舎の今後の取り扱いは。
答	耐震化が不可能であることから、今後、撤去を考えている。 なお、新たな園舎については、現時点において具体的な方向性を決めていないが、平成31（2019）年度に設置予定の公立園最適化検討委員会による審議等も踏まえた上で決定していく。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第14号 平成31年度門真市一般会計予算中、所管事項

（議案の内容）

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ605億円と定める。

また、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：児童福祉費 84億1823万4000円】

問	3歳児以上の幼児教育・保育・療育に係る利用負担の無償化の概要は。
答	平成29年度に5歳児、平成30年度には4歳児に対象年齢を拡大し、公私立幼稚園、保育所、認定こども園、こども発達支援センター及びその他の児童発達支援事業施設の利用者負担額の無償化を実施してきており、このたび、2019年10月から実施される国の無償化の取り組みに先行して、4月から3歳児まで対象年齢を拡大するものである。
問	給食費の取り扱いは。
答	国の幼児教育・保育の無償化では、2号認定の保育料に含まれている副食費が、無償化の対象外となることから、本市が国に先行して平成29年度から実施してきた無償化のサービス低下とならないよう、2号認定の副食費相当額を施設に補助することで、引き続き現行の市独自の無償化水準を維持していく。 なお、主食費については、これまでどおり保護者負担とする予定であるが、児童の認定区分により給食費負担額に差が生じていることなどから、今後、財源の確保も含め、引き続き対応を検討していく。
問	これまでの無償化に伴う市負担額及び3歳児に拡充する際の市負担額は。
答	平成29年度は5歳児を対象として約1億2760万円、平成30年度は対象を4歳児まで拡大し、約2億5150万円となっている。 平成31（2019）年度は、10月から実施される国の無償化において、初年度は全額を国費で負担することから、4月から9月までの6カ月分で約1億8810万円、また、国の無償化実施以降、2号認定における副食費相当額を施設に補助するための費用として約1250万円を見込んでいる。

問	公立園の無償化実施に係る影響は。
答	国が実施する幼児教育・保育の無償化において、公立園における財源負担割合は現行制度の負担割合と同様、市10分の10となっている。 平成31（2019）年度においては、消費税率引き上げに伴う地方の増収がわずかであることから、無償化の影響による利用料収入の減少分の全額を地方特例交付金により財源措置されることとなっている。 なお、2020年度以降においては、消費税率引き上げに伴う地方消費税交付金の増収額により対応することとしている。

【歳出：保育士等確保事業 1055万8000円】

問	保育士等確保事業の概要は。
答	待機児童の解消に向け、平成31（2019）年4月以降、市内民間保育所、認定こども園、小規模保育事業所の正規職員として採用された保育士及び保育教諭のうち、6カ月以上勤務することを要件として、施設経由で申請を受け付けた者に対し、保育士等就労奨励金を支給することで、保育士等の確保を図ろうとするものである。 また、市内在住者は月額1万5000円、市外在住者は月額1万円を在籍月数に乘じ、四半期ごとに本人へ直接支給する予定である。 なお、国の幼児教育・保育の無償化において、幼稚園の預かり保育の利用料についても対象となることから、2019年10月以降、私立幼稚園の採用者も実施対象とする。
問	同事業の対象予定人数及び事業効果は。
答	対象となる保育士等は60人程度、幼稚園教諭は10人程度と想定している。 平成30年度では、事業周知用のポスターやリーフレットを作成し、保育士等養成施設や駅構内への掲示、市内民間教育、保育施設等における就職フェアなどでの活用等、幅広い周知活動に努めたことで、複数問い合わせがあったなどの反響があり、市内民間教育・保育施設等における保育士等の応募状況は、いずれの施設においても、前年度同様の応募者が確保できた、または増加したものと聞いており、一定の効果があったものと考えている。

【歳出：保育定員拡充事業 2億9205万4000円】

問	保育定員拡充事業の概要は。
答	認定こども園の施設の建てかえとして1園、幼保連携型認定こども園の新設として1園、小規模保育事業所の新設として5園の計7園が整備される予定である。 保育所等整備補助金の総額は2億9198万8000円で、新たに確保できる保育定員数は207人の見込みである。
問	平成31（2019）年4月1日入所に向けた利用申し込み状況等は。
答	申し込み期日までに申請のあった児童のうち、申し込みの取り下げや内定辞退を除く、2月28日時点の利用申し込み状況等については、入所枠762人に対し、申込数は515人となっており、全体で入所枠が247人上回っており、いずれの年齢においても、入所枠が上回っている。

【歳出：公立園最適化検討事業 33万5000円】

問	公立園最適化検討事業の対象となる園は。
答	上野口保育園、浜町保育園、大和田幼稚園、砂子みなみこども園の4園である。
問	公立園の最適化を検討するに至った経緯は。
答	子ども・子育て支援新制度の開始以来、少子化の進行、女性の社会進出及び就労形態の変化により、教育・保育に対するニーズは多様化している。特に市内における1号認定、いわゆる幼稚園部分の園児は、民間園、公立園ともに減少しており、公立園においては各学年1クラスという状況である。1クラスの人数が余りにも少なくなると、今後、適正な幼児教育の提供に支障を及ぼしかねない状況になることなどを踏まえ、改めて今後の方向性を検討する必要があるという考えに至った。
問	同事業の予算概要は。
答	教育・保育の提供体制を初めとする今後の公立園のあり方等を検討するため、附属機関として門真市公立園最適化検討委員会を設置することとし、報酬等の費用を計上している。
問	同委員会の委員構成は。
答	学識経験者、児童福祉に関する団体等の代表、市民の代表、公立園の園長等として、10人以内を予定している。
問	同委員会の今後のスケジュールは。
答	平成31年4月から委員の選定・委嘱を行った後、同委員会に諮問する。同委員会では、会議を6回程度開催し、今後の公立園のあり方等についての答申をしてもらう。その後、答申を踏まえて本市としての基本方針を平成31（2019）年度内に策定していく。
問	同委員会への諮問内容は。
答	具体の諮問内容は、今後検討していく予定であるが、現在の本市の民間園、公立園の状況や、門真市子ども・子育て支援事業計画における取り組みなども十分に説明した上で、今後の本市における公立園の担うべき役割や、教育・保育の適正な提供体制等について、答申を受けたいと考えている。
問	公立園の担うべき役割をどのように考えているのか。
答	公立園の担うべき役割は、平成19年策定の門真市立保育園民営化基本方針で示した地域の子育て支援の拠点、配慮の必要な子どもに対する支援及び保育等現場の情報を収集するための拠点であるとこれまで説明してきた。また、幼稚園においても子育て支援の拠点を除いてはおおむね同様と考えてきた。 しかしながら、同方針策定から10年余りが経過し、その間、子ども・子育て支援新制度の施行等、さまざまな状況の変化があったことから、今後、公立園の担うべき役割についても、同委員会の意見も聞きながら、検討・整理していきたいと考えている。

【歳出：子育て短期支援事業 28万9000円】

問	子育て短期支援事業の実施理由は。
答	早期の段階で育児による負担やストレスの軽減を図ることや、さまざまな就労形態への対応を可能とするためである。

問	同事業におけるショートステイとトワイライトステイの内容は。
答	ショートステイは保護者の疾病や育児疲れなどの理由で家庭での養育が一時的に困難となった場合に一定期間、トワイライトステイは保護者が仕事等の理由で平日の夜間または休日に、それぞれ児童養護施設等で養育・保護を行うものである。
問	利用開始時期や負担額は。
答	現在、養育・保護を行う施設の委託契約を検討中であり、利用開始時期は2019年7月からを予定している。 利用負担額は、一部自己負担とし、生活保護世帯等は減免措置を設ける予定である。

【歳出：児童扶養手当支給事業 1368万1000円】

問	2019年11月より隔月に支給するが、毎月支給にする考えは。
答	手当受給に伴う資格の審査を初め、毎年の現況届の確認及び受給者への支給手続等に一定の時間を要しており、現在の年3回支払いから年6回支払いになるだけでもかなりの事務手続がふえる状況であることから困難である。

【歳出：就学援助事業 1億9956万6000円】

問	前年度予算との変更点は。
答	新入学児童生徒学用品費の国の補助金単価額が増額予定のため、小学校においては「4万600円」から「5万600円」に、中学校においては「4万7400円」から「5万7400円」に増額して予算計上している。
問	新入学児童生徒学用品費の前倒し支給と、認定基準額の見直しについての見解は。
答	入学前に支給するには、システム改修に約2000万円必要となることから、他市の状況等も勘案しながら調査研究していく。 また、府が公表する消費者物価指数をもとに、本市の認定基準額を見直していく。

【歳出：市立学校いじめ防止対策審議会委員（6人分） 15万2000円】

問	本市のいじめ対策は。
答	各校に設置するいじめ防止対策委員会を中心にいじめ防止の取り組みを進めており、平成31（2019）年4月より門真市いじめ防止基本方針を策定し、市・市教育委員会・学校・家庭・地域・関係機関が連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目指していく。 そういった中で、いじめの重大事態が発生した際の調査等を行うため、市教育委員会の附属機関として門真市立学校いじめ防止対策審議会を設置する。
問	同審議会の概要と委員構成は。
答	市内小・中学校におけるいじめの防止等のための対策の推進についての調査審議や、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態が発生した際の調査等を行うものである。 委員構成は、学識経験を有する者・弁護士・心理に関する専門的知識を有する者・福祉に

関する専門的知識を有する者・その他市教育委員会が適当と認める者である。	
問	本市の小・中学校における３年間のいじめの認知件数と対応状況は。
答	平成27年度が39件、平成28年度が44件、平成29年度が57件である。 軽微なものは学校において加害への指導と被害への見守りを行っているが、内容によっては加害・被害の保護者も含めた謝罪の場を持った上で、教育委員会の指導主事が立ち会ったり、門真警察署やスクールサポーターと連携して対応する事案もある。
問	児童・生徒のスマートフォンの所持率と、ＳＮＳなどによるいじめ事案の発生状況は。
答	府内小・中・高校生を対象とした平成30(2018)年調査での所持率は、小学６年生で46.4%、中学３年生で83.0%、高校１年生では94.4%である。 このような状況の中、ＳＮＳなどによるいじめ事案は本市においても生起しており、具体的には、ＬＩＮＥでグループをつくり、特定の子どもの悪口を言い合っていた事案や、本人の同意なく撮影した写真を、他人に送信した事案等があり、子どもたちのＳＮＳにおけるマナーに関する知識の欠如からくと思われるトラブルは増加傾向である。
問	同審議会が開かれるような重大事態とはどのようなケースか。
答	重大事態の定義は二つある。一つ目は、いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、二つ目は、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときである。 教育委員会は、いじめ事案の内容や被害児童・生徒、保護者の意向等を踏まえ、重大事態の調査主体を学校とするか教育委員会とするかの判断を行うが、教育委員会が調査主体となる場合に同審議会を開催する。
問	いじめられた後の見守り体制等、いじめ事案に対する今後の取り組みについて市の見解は。
答	いじめを行わない子どもの育成と、いじめを許さない集団づくりを目指す未然防止の取り組みや、積極的にいじめを認知し、組織的に対応することで重篤化を防ぐ早期発見・事案対処の取り組みを、学校・家庭・地域・関係機関と連携して進めていくとともに、これまで取り組んできた開発的生徒指導についてもさらに推進していく。 いじめ事案への対処に当たっては、いじめを受けた児童・生徒の安全を最優先に確保し、必要に応じてカウンセラーなどの専門家とも連携するなど、心身の状態に合わせた継続的なケアを行っていく。 また、いじめを行った児童・生徒に対しては、毅然とした姿勢でみずからの行為の責任を自覚させるとともに、成長支援の観点を持って、健全な人格の発達を図っていく。

【歳出：公衆無線ＬＡＮ環境整備事業 １億2929万1000円】

問	公衆無線ＬＡＮ環境整備事業の内容は。
答	庁内での調整の上、総務省の無線システム普及支援事業費等補助金を活用し、大規模災害発生時に、避難者が安心して連絡・情報収集が行うことができる環境を整備するものである。 具体には、現在、避難所として指定されている市内全小・中学校、府立高等学校２校及び門真市民プラザの体育館に、公衆無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）環境を整備し、災害発生時には避難者に開放する。 また、平常時は各学校において児童・生徒がタブレットなどを活用した学習を行う際のイ

ンターネット環境として活用することが可能であり、ＩＣＴによる授業支援に効果的に活用していく。

【歳出：学校ネットワークセキュリティ強靱化整備事業 231万3000円】

問 学校ネットワークセキュリティ強靱化整備事業の内容は。

答 各学校にそれぞれ設置している校内サーバーを教育委員会に統合して一元管理を行うとともに、学習系及び校務系のネットワークを分離することで、国が求める教育情報セキュリティの強靱化を目指しつつ、教育委員会事務局と各学校を外部からのアクセスが遮断された安全なネットワークでつなぐことにより、情報を安全かつ迅速にやりとりできる環境の構築を検討中である。

また、児童・生徒のＩＣＴ環境のさらなる充実も予定しており、新学習指導要領に即した教育活動を効果的にできるようタブレットパソコンの導入を検討中である。

さらに、教職員用パソコン端末や周辺機器等の入れかえに際し、教職員には１人１台の授業・校務用パソコン端末を配備し、学校現場におけるＩＣＴ環境の整備充実を行うとともに、教育センターの教育工学研修室のパソコン端末の入れかえも行い、計約1500台のパソコン端末の配備を計画中である。

【歳出：学校適正配置推進事業 120万4000円】

問 第４次門真市学校適正配置審議会において、門真市学校適正配置審議会第３次答申における提言の再検討について諮問がなされたが、その内容は。

答 第３次答申の実施方針が示されて以降、第二中学校校区内の小学校再編が継続となっていること及び実施方針改定により第四・第五中学校校区の再編と第五中学校校区内の小学校再編が削除され、今後再検討とされたところであり、これら３項目を今次審議会で再検討を行うものである。

問 第四・第五中学校校区の再編と第五中学校校区内の小学校再編が削除された理由は。

答 第二京阪道路開通後の状況や四宮小学校の耐震工事が完了し、当面の児童の安全が確保され安心して通える環境が整備されたこと、また、地域住民より四宮小学校存続を求める要望があったことなどから、第四・第五中学校校区の再編と第五中学校校区内の小学校再編については、一からの検討事項として削除することとしたためである。

なお、新たに附帯事項として、児童数や校区の状況、地元の意見等を考慮した上で、今後再検討するとしている。

【歳出：旧第一中学校跡地整備活用事業者選定仕様書作成支援業務委託料 205万1000円】

問 委託の内容と今後のスケジュールは。

答 旧第一中学校跡地の一体的な整備に向けて、事業者選定に必要な募集要領や審査基準の作成のほか、設計から工事まで一体となった要求水準書等の作成に係る支援業務を予定している。また、現時点では2019年10月以降に委託事業者の選定を行い、2020年度前半を目途に、業務を完了するスケジュールとしている。

問 要求水準書等は委託せずに、職員が作成することはできないのか。

【答】 建築や土木だけではなく、法務、財務等の多岐にわたる専門知識を必要とすることから、それらノウハウを有するコンサルタント会社へ支援を求めるため、委託するものである。

【歳出：門真小学校給食棟空調設置工事実施設計業務委託料 303万9000円】

【問】 門真小学校給食棟のエアコン設置めどが立ったが、残り8校について早期に設置する考えは。

【答】 まずは同小学校給食棟において空調設置の実施設計業務の予算を計上したところであり、今後もエアコン設置に向けて努力していく。

【歳出：二島小学校トイレ改修工事 7137万9000円

門真小学校トイレ改修工事実施設計業務委託料 360万4000円

東小学校トイレ改修工事実施設計業務委託料 360万4000円】

【問】 二島小学校トイレ改修工事の内容は。

【答】 東側校舎のトイレ1系統の既設の便器一式、手洗い場及び天井・壁・床の仕上げ材、給排水管や電気配線・照明器具等を全て撤去し、新たに洋式化したトイレとして全面的に改修する。あわせて、1階には車椅子利用者やさまざまな人が利用できる多目的トイレを設置する。

【問】 門真小学校と東小学校のトイレを改修の対象とした理由は。

【答】 門真小学校と東小学校のトイレについては、開校時よりいまだ1系統も改修していないため、今回の対象とした。

【問】 今後のトイレ改修についての考えは。

【答】 国の交付金を積極的に活用しながら、洋式化を含むトイレ改修を進めていきたいと考えている。

(その他の質疑項目)・本市の児童虐待件数や虐待に対する国の動きについて

・子どもの未来応援ネットワーク事業の今後の課題について など

(討論) 賛成・反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第22号 平成30年度門真市一般会計補正予算(第11号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億8904万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ574億6673万7000円とする。

また、繰越明許費及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：二島小学校トイレ改修工事 7137万9000円】

【問】 二島小学校のトイレ改修工事についての補正予算の概要は。

【答】 国の補正予算(第2号)が成立したことに伴い、先般、文部科学省より学校施設環境改善交付金の内定を前倒しで受けたことから、工事請負費、交付金、起債並びに繰越明許費について補正対応するものである。

なお、国の補正予算については、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策に係る地方財政措置であり、通常の地方債充当率及び交付税措置率より優遇され、地方負担が軽減されるものであ

る。	
問	学校トイレの改修に対する市の考えは。
答	学校トイレの改修については、保護者等からの要望があったこと、また、平成30年11月には、市内の小・中学校の施設を文部科学省の施設助成課長に見てもらい、本市の現状を説明するとともに、助言も受けたところである。 教育委員会としても、児童・生徒の快適な学習環境を提供する上では、洋式化を含むトイレ改修を初め、施設改修を進めることは重要であると考えており、国の交付金等も積極的に活用しながら、鋭意、学校施設の改善に努めていく。
問	今回は第1系統のみ改修工事を行うとのことだが、第1系統、第2系統と個別に改修工事を行うよりも、2系統合わせて改修工事したほうが工事費用は安く済むのでは。
答	2系統合わせての改修工事が望ましいが、第1系統のみの工事費用で約7000万円と高額であることや、できるだけ早急に各学校施設のトイレ環境を改善するため、まずは1学校1系統の改修を順次行っていく。

(その他の質疑項目)・歴史資料館の壁を漆喰壁にすることへの考えについて

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第6号及び第23号中、所管事項は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。